

(仮称)習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例【通称 習志野市ポイ捨て防止条例】(案)

【条例制定の背景】

近年、特に人が多く集まる本市の駅周辺において、たばこの吸い殻やペットボトル、空き缶等の投棄、動物のふんの放置や生活環境が損なわれる給餌が問題となっています。

現行の「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例(通称 習志野市まちをきれいにする条例)」では、禁止行為としてたばこの吸い殻やペットボトル、空き缶等をみだりに捨ててはならないこと等を規定した上で、市長は違反者に対して指導できるとしていますが、生活環境が損なわれる給餌については特段規制がありません。

このため、生活環境が損なわれる給餌を条例により規制するとともに、現在の指導のみでは効力が不十分であることから、ポイ捨て等や生活環境が損なわれる給餌を重点的に防止することが必要と認められる公共の場所を重点区域として定め、区域内において違反をし、指導に従わない場合は「過料」を徴収することを条例で定めて、実効性を高めます。

これらにより、清潔できれいなまちづくりを推進しようとするものです。

※新たに「生活環境が損なわれる給餌」を規制することから、現行条例を廃止し、新規条例として制定します。

(参考)船橋市、八千代市、市川市などでは、ごみのポイ捨て防止について、重点区域を定めて、過料等を徴収しています。

【条例の概要】

1. 目的

ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進すること。

2. 定義

- 市 民 等:市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 事 業 者:市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- ご み:たばこの吸い殻、ペットボトル、缶、瓶、紙くず、一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物(以下「家庭廃棄物」という。)、愛玩動物のふん、餌の残さその他これらに類する物をいう。
- ポイ捨て等:ごみを回収容器その他の定められた場所以外の場所に放置し、又は捨てること及び定められた方法によらずに処理し、放置し、又は捨てることをいう。

- 愛玩動物:飼養又は保管されている犬、猫その他の動物をいう。
- 給餌:自ら所有せず、かつ、占有しない動物に餌を与えること(餌を目当てに動物が集まることを認識しながら、動物が食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。)をいう。
- 公共の場所:道路、公園その他の公共の用に供する場所をいう。
- 生活環境が損なわれる給餌:

次のいずれかにより生活環境が損なわれている事態(複数の市民等又は公共の場所の管理者から苦情又は相談があり、周辺地域の住民の間で共通の認識となっているものをいう。)を生じさせている給餌をいう。

ア 給餌による餌を目当てに集まる動物の鳴き声その他の音

イ 給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集まる動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気

ウ 給餌による餌を目当てに集まる動物の毛又は羽毛の飛散

エ 給餌による餌を目当てに集まる動物の威嚇行為又は破壊行為

3. 責務

- 市
 - ・ この条例の目的を達成するため、ポイ捨て等の防止及び生活環境が損なわれる給餌の防止に係る意識の高揚を図り、必要な施策を実施しなければならない。
- 市民等
 - ・ 家庭廃棄物を搬出する集積所を清潔に保つよう努めなければならない。
 - ・ 愛玩動物を所有し、又は占有する市民等は、愛玩動物の本能、習性及び生理を理解し、愛玩動物のふん尿を適切に処理するよう努めなければならない。
 - ・ この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。
- 事業者
 - ・ ポイ捨て等の防止に関する従業員の意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努めなければならない。
 - ・ この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。
 - ・ 催事を開催する事業者は、その開催に伴い、ポイ捨て等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 公共の場所の管理者
 - ・ その管理する場所を清潔に保ち、かつ、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌がなされることのないよう適正な管理に努めなければならない。

4. 禁止行為等

- 市民等
 - ・ ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌をしてはならない。
- 容器飲料を自動販売機により販売する者
 - ・ 回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

5. 重点区域

- 市長は、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を重点的に防止することが必要と認められる公共の場所を重点区域として指定することができる。

6. 指導

- 市長は、4. 禁止行為等の規定に違反した者に対し、必要な指導をすることができる。

7. 過料

- 重点区域においてポイ捨て等又は生活環境が損なわれる給餌をした者であって、指導に従わないものは、1万円以下の過料に処する。

(参考) 具体的な過料の額は規則で定めます。近隣他市では概ね2,000円の過料を徴収しています。

「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」に基づく過料も規則で2,000円としています。

8. その他(環境美化推進員、きれいなまちづくりの日)

- 市長は、きれいなまちづくりを推進するため、環境美化推進員を置く。
- 市長は、きれいなまちづくりの推進について、市民等及び事業者のより一層の関心と理解を深めるため、きれいなまちづくりの日を設けることができる。

9. 施行期日

- 令和6年12月中公布、令和7年4月1日施行(条例の公布後、周知期間を3月設ける。)